

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P – P B X サービス）

【現改比較表】2026 年 8 月 1 日現在

～2026年 7 月31日		2026 年 8 月 1 日～															
目次（略）		目次（略）															
第 1 条～第 88 条（略）		第 1 条～第 88 条（略）															
別記（略）		別記（略）															
料金表（略）		料金表（略）															
料金表別表 1（略）		料金表別表 1（略）															
料金表別表 2 第 6 種シェアード I P－P B Xに係る付加機能		料金表別表 2 第 6 種シェアード I P－P B Xに係る付加機能															
<table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr><tr><td>1～20（略）</td><td>（略）</td></tr></table>		区 分	内 容	1～20（略）	（略）	<table><tr><td>区 分</td><td>内 容</td></tr><tr><td>1～20（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>21 PHONE APPLI PEOPLE連携機能</td><td>(1) 当社は第 6 種シェアード I P－P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 5 に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）に、この機能を提供します。</td></tr><tr><td>音声通話の着信を PHONE APPLI PEOPLE に通知する機能</td><td>(2) この機能を利用する第 6 種シェアード I P－P B X サービスに係る第 6 種シェアード I P－P B X ゲートウェイ装置に着信する通信において、この機能を提供します。</td></tr><tr><td></td><td>(3) 当社は、本機能の利用にあたり、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者が当社所定の方法により申込みを行った場合に限り、当社のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約に定めるPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及び株式会社Phone Appliが提供するPHONE APPLI PEOPLE（以下、総称して「PHONE APPLI PEOPLE」といいます。）と連携する機能を提供します。この機能は、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者の申し込みに基づき、当社が第 6 種シェアード I P－P B X 契約者に代わって、着信に係る電話番号その他着信通知に必要な情報</td></tr></table>		区 分	内 容	1～20（略）	（略）	21 PHONE APPLI PEOPLE連携機能	(1) 当社は第 6 種シェアード I P－P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 5 に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）に、この機能を提供します。	音声通話の着信を PHONE APPLI PEOPLE に通知する機能	(2) この機能を利用する第 6 種シェアード I P－P B X サービスに係る第 6 種シェアード I P－P B X ゲートウェイ装置に着信する通信において、この機能を提供します。		(3) 当社は、本機能の利用にあたり、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者が当社所定の方法により申込みを行った場合に限り、当社のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約に定めるPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及び株式会社Phone Appliが提供するPHONE APPLI PEOPLE（以下、総称して「PHONE APPLI PEOPLE」といいます。）と連携する機能を提供します。この機能は、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者の申し込みに基づき、当社が第 6 種シェアード I P－P B X 契約者に代わって、着信に係る電話番号その他着信通知に必要な情報
区 分	内 容																
1～20（略）	（略）																
区 分	内 容																
1～20（略）	（略）																
21 PHONE APPLI PEOPLE連携機能	(1) 当社は第 6 種シェアード I P－P B X 契約者（カテゴリー 3 のタイプ 5 に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）に、この機能を提供します。																
音声通話の着信を PHONE APPLI PEOPLE に通知する機能	(2) この機能を利用する第 6 種シェアード I P－P B X サービスに係る第 6 種シェアード I P－P B X ゲートウェイ装置に着信する通信において、この機能を提供します。																
	(3) 当社は、本機能の利用にあたり、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者が当社所定の方法により申込みを行った場合に限り、当社のPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス利用規約に定めるPHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及び株式会社Phone Appliが提供するPHONE APPLI PEOPLE（以下、総称して「PHONE APPLI PEOPLE」といいます。）と連携する機能を提供します。この機能は、第 6 種シェアード I P－P B X 契約者の申し込みに基づき、当社が第 6 種シェアード I P－P B X 契約者に代わって、着信に係る電話番号その他着信通知に必要な情報																

	を、PHONE APPLI PEOPLEのサーバへ送信します。この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者は、当該契約に係る通信を利用する利用者にもその旨を説明するものとし、ただし、当該情報は、着信時の氏名表示等の機能提供の目的にのみ利用され、通話内容は取得又は利用されません。 (4) PHONE APPLI PEOPLE for ビジネスプラスサービス及びPHONE APPLI PEOPLEの内容、提供条件、障害対応等については、連携されるそれらのサービスが定めるところによるものとし、当該サービスに起因して第6種シェアードIP-PBX契約者に生じた損害について当社は責任を負わないものとし、
	▲IP 通信網サービス契約約款 共通編 <u>附 則（令和8年7月24日 C A S 1 第000400011756-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年8月1日から実施します。</u>